



福島市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成28年 1月 8日

福島市長 小林 香

1 区域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

## 別紙

編入する字名	同上に編入される区域	
大波字寺脇	大波字寺上	① 二の二、三の二、四の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
大波字藤四郎内	大波字若地	② 五の二、六の二、六の三、九の四及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
大波字寺入	大波字寺入	③ 一六
大波字滝ノ入	大波字柵町前	④ 三五のイ、三九及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
大波字柵町前	大波字石田	⑤ 二六及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
大波字上漉内	大波字藤四郎内	⑥ 二三の六、二三の七、二三の九
大波字小滝ノ入	大波字滝ノ入	⑦ 一の二及びこれらに隣接する道路、水路である公有地の一部
大波字小豆畑	大波字滝ノ入	⑧ 二二の四、二三の一の一部及びこれらに隣接介在する道路、水路である公有地の一部
大波字石田	大波字小豆畑	⑨ 一の一
大波字滝ノ入山	大波字小豆畑	⑩ 一の五、二の三及びこれらに隣接介在する道路である公有地の全部